

相続編のあらまし

相続 死亡した人（被相続人）の財産の包括的な移転

相続の形態 ①**相続**（親族の順位） ②**遺贈**（遺言の指定） ③**死因贈与**（契約）

法定相続人	配偶者、①子、②父母、③兄弟姉妹 ※配偶者は常に同順位
代襲相続人	子や兄弟姉妹が死亡した場合にその人の相続分を承継する者
推定相続人	相続が開始した場合に相続人となるべき者
相続欠格者	被相続人の殺害行為や遺言に不正行為を行なった者
相続廃除者	被相続人を虐待した、重大な侮辱をした、著しい非行をした者

相続財産 = 財産上の権利 — 祭祀財産 — 一身専属権（身分権は除く）

相続分の調整 特別受益者の財産を加算、貢献者に**寄与分**を割増

法定相続

- ・ **遺言がない場合**
- ・ **法定相続(900)**
相続順位で相続割合が異なる
- ・ 単独相続と共同相続
- ・ 単純承認と法定単純承認
- ・ 限定承認と相続放棄
- ・ 相続人の不存在と相続財団
- ・ 財産管理人(952)
- ・ 特別縁故者（953の3）
- ・ **寄与分の請求**（904の2）
- ・ 分割協議の請求(907)
- ・ 認知された者の支払請求(910)
- ・ 推定相続人の廃除(892)
- ・ 残余財産の国庫への帰属(959)

指定相続

- ・ **遺言がある場合**
遺贈と死因贈与は同じとみなす
- ・ **指定相続(902)**
- ・ **遺言能力(961)** 満15歳
- ・ 遺言要式 書面で行う
- ・ 普通方式遺言(967)
自筆証書、公正証書、秘密証書
- ・ 特別方式遺言（976—979）
死の間際、伝染病隔離など
- ・ **遺留分(1028)**
- ・ **遺留分放棄(1043)**
- ・ 遺留分減殺請求(1031)
- ・ 遺言による推定相続人の廃除(893)